

公益財団法人宇治市公園公社

平成30年度事業計画書

自 平成30年4月 1日

至 平成31年3月31日

I. 基本方針

公益財団法人宇治市公園公社は、都市環境の改善と市民福祉の増進に寄与することを目的として設置された公益財団法人であります。

その目的を達成するため、宇治市における都市緑化推進事業及び公園緑地事業の発展振興を図り、市街地の緑化及び緑地保全を促進するとともに、都市公園等の円滑な管理運営及び施設の健全な利用を通してスポーツ・レクリエーションの振興に努めてきたところであります。

また、市民と協働して都市緑化事業に取組み、緑豊かなまちづくりを推進するとともに、スポーツ・レクリエーションの振興による健康づくりを推進するなど、公益事業の積極的な推進、発展的な展開を図ってまいりました。

こうした中、指定管理者制度の導入により、平成18年度から平成28年度までの11年間指定管理者として指定を受け、新たに平成29年度から33年度の5カ年においても、より一層の経営改善に間断なく取組むこと等を条件に植物公園及び有料公園施設について、宇治市及び宇治市教育委員会から指定管理者の指定を受けております。

については、引続き健全経営と市民サービスの充実に努め、公益事業及び収益事業の促進を図り、市民の満足度を高めるとともに、今までに増して事業の見直しや経費削減を図るなど民間の経営視点に立った、より効率的な管理運営に努めるものとしております。

一方、公益財団法人として9年目を迎え、一層の社会的信用を得て、使命感と責任感を持って、公益事業の充実に向けて努力しております。とりわけ、平成28年度には改めて法令遵守規程を整備し、コンプライアンスの強化をさらに努めております。

加えて、平成29年度からも継続して指定管理者の指定を受けたことにより、指定管理者制度の趣旨に沿った効率的な運営と市民サービスの向上とともに、寄附金控除や税負担の優遇措置など公益法人によるメリットを活用し、健全で安定した透明性の高い財政経営と安全で心安らぐ質の高い施設運営を通して、効果的な公益事業の実現を図ることとします。

Ⅱ. 事業計画

1. 公益目的事業

(1) 植物公園運営事業

宇治市植物公園は、都市緑化の拠点として、市街地緑化や緑化保全の推進及び市民の緑化意識の向上に資するために設置された公園施設であります。

併せて、みどりの憩いの場として、また、環境保全、防災、景観、レクリエーション等の機能も有する施設でもあります。

運営では、都市の魅力を高め、豊かな生活の核となる公園を理念とし、しなやかで柔軟な発想のもと、公益性の強化、顧客満足度の向上、企業倫理の確立を目指し、植物公園が本来持っている良さを活かした緑の情報発信と緑の空間の創造、入園者の増加や参加型事業の促進、施設の質的充実、子供対象の事業企画、高齢者・身障者の対応などの施策展開を行います。

さらに、学校や団体、行政（子育て支援・健康生きがい・保健推進分野など）、NPO法人、隣接する公園等との連携も継続的に深め、施設の有効利用を促進させます。また、植物公園本来の魅力を再確認し、植物の魅力や楽しさを表現することを基本に、魅力的な空間づくり、事業の改廃・充実化に注力します。

- ① 花と水のタペストリーは、91作目『ゴリラ』、92作目『七夕』を最終回とし、8月下旬までの展示を行います。9月以降はイヌツゲなど常緑低木を植物素材とし、全面を常緑化します。
- ② 平成28年度に実施したバラの小径（バラ園）の整備を継続するなど、「植物管理が常に行き届いた来園者の満足度が高い植物公園」を目指し、植物を見る側にたった公園管理と空間整備に努めます。
- ③ 来園者に、「発見・感動・憩い・安らぎ」のある花と緑の空間を提供するために、質の高い植物管理を引き続き行う一方、植物公園本来の魅力に立ち返り、源氏物語などの植物コレクションの魅力的な展示を再認識するとともに、宇治市の特徴である「茶」に関する植物展示の充実に着手します。また、桜については、優美に成長したシダレザクラ、サトザクラを引き続き、美しい春の風景として重点的にアピールしていきます。またハーブ有用植物園は、さらに充実させ、暮らしに役立つ植物を教育の校外学習等にも活用してもらえようアピールしていきます。
- ④ 京都府内の高校と共催してイベントの開催、物産の販売を行うなど、教育関係団体やNPO法人などの市民団体との連携を深めていきます。
- ⑤ 植物への関心を高め緑化啓発を図るため、予算の効果的運用に留意しながら、展示会、講習会、イベント等を開催します。

＜10P平成30年度イベント・展示会・講習会予定＞

展示会においては開園以来続けています市民参加による「植物公園写真コンテスト作品展」や地元の植物愛好家団体と協力した「サボテン展」、「山野草展」、「さつき展」、江戸時代に隆盛を極めた伝統園芸植物である富貴蘭やおもた等の展示を行います。

講習会では、これまで以上に職員が講師を受け持ち、市民の要望が高い庭木管理、バラ管理、野菜作り、寄せ植え作り等を引き続き開催するとともに、イベントや展示に併せ、チョコレートに関する講習会やハーブの講習会を行います。さらに冬季に合わせてクリスマスの飾りやお正月の飾りの講習会も行います。

- ⑥ 教育に携わる専門家を招き、自然や芸術を切り口とした興味深い教室やイベントを開催し、受講生に緑豊かな生活環境づくりについて楽しく学んでもらう企画も実施します。
- ⑦ 平成30年度より八重桜の見ごろを「八重桜ウィーク」と題し、今までの無料公開を有料公開にします。また、引き続き市と協働し、「緑のウォークラリー」を隣接する京都府立山城総合運動公園と連携して広域的に行います。
- ⑧ オフシーズンと言われる夏季には親子が楽しんで学べる「学べる植物公園」という教育イベントや「竹の水鉄砲づくり」など、夏の気候を生かしたイベントを充実させ、文化芸術の秋には、人気の高いハローウィンパーティ2018を継続発展させます。また、冬季には冬の庭をテーマにした「ウインター・ガーデン2018」やバレンタインデーにちなんだチョコレートに関する催しを行います。

併せて、冬に多くの植物の見ごろを迎える温室には、平成26年度に設け大変好評を得ている展望台から見下ろせる植物を職員が案内する「温室フラワーツアー」を実施します。

さらに秋から冬季を候補期間として、「茶」を主題としたイベント、もしくは展示会の新設に着手します（具体的な内容については検討中）。

このように、季節感あふれるイベントを開催することにより、1年を通して来園者の皆様に楽しんでいただける植物公園づくりを推進します。

- ⑨ 13年目を迎える「蛍ナイトー開園」は、昨年度よりも開催期間を1週間短縮して行います。
- ⑩ 職員による園内案内を年間通して行い、植物の魅力を積極的にアピールします。
- ⑪ 生物多様性の保全を目的の一つとして、絶滅危惧植物や巨椋池のハナハスなど、地域の植物の情報及び生体の収集・保存を行い、来園者への情報提供を行います。

さらに、巨椋池系の花蓮を日本植物公園協会が推進する「ナショナル・コレクション」に登録します（現在申請中）。

- ⑫ 小・中学生及び保護者の入園者の増加を図るため、イベント時の小・中学生入園無料の期間を設けます。
- ⑬ インターネットホームページ、ポスター、チラシ、また各種メディアへの情報提供に加えて、海外からの来園者を見据えた英文パンフレットの継続制作など、効果的な広報宣伝を積極的に行います。
- ⑭ 開園から22年が経過する中、設備機器の保守整備や公園施設の美化・清掃を計画的に行います。
- ⑮ 園内来園者のより安全な利用を図るため、定期的な安全確認や避難訓練などをマニュアルに沿って引き続き行います。

(2) 緑化推進事業

全ての人々が豊かな生活を営む上で必要不可欠な緑化、全ての人々が生命を育み繋ぎその恩恵を享受する緑化、その緑化推進の役割を果たすために、着実な取り組みを行います。

本法人では「公益財団法人宇治市公園公社都市緑化基金」を設け、市民等からの協力を得て、基金の造成を図り、この基金の運用益によって、市街地の緑化の普及・啓発活動を行うとともに、ポケットパークや民有地緑化の技術支援など、様々な事業を実施し、緑あふれる街づくりのための財源として活用しています。

公益法人化の導入メリットである寄附税制を積極的に活用して市民や企業・団体の協賛を求め、本法人と市民・企業が協働して、都市緑化を推進する環境整備を行います。

寄附を通して緑化活動を経済的に支える市民の層を広げることにより、活動の規模を広げ、さらに量的・質的に充実した緑化活動を展開します。

① 都市緑化基金の造成、管理及び運用

都市緑化基金の利息（果実）により実施する都市緑化基金事業に取り組みます。公益法人にかかる税法上の特典を活用し、基金に対する寄附を得られる基盤づくりを行います。また、基金の管理運用については資金運用管理規程に基づき安全かつ効率的に行います。

② 都市緑化基金事業

都市緑化基金から生じる果実を活用し、民有地の緑化と花と緑のあるまちづくりを推進し、社会的課題である地球温暖化、防災の観点も視野に入れた緑豊かで潤いと安らぎのあるまちづくりを形成します。

また、都市緑化基金事業の充実により、緑化の意義を深めてもらい、緑化基金となる寄附活動の促進を図ります。

さらに、より多くの市民に事業の趣旨と助成内容等を周知するため、公社ホームページに各種の申請書を始め、その詳細を掲載し、利用促進を図ります。

○ 花と緑の街並み、緑文化の推進

市民の緑化の底力を上げるため、次の事業を行います。

➤ 緑化助成事業

時代や地域に即した緑化助成にするために事業内容の検討を実施します。新事業案の決定までは下記の従来事業を継続します。

生垣緑化・庭先緑化・駐車場緑化・壁面緑化に対する助成

➤ プランター貸出事業

地域団体にプランター、用土、花苗の貸与や助成

➤ 記念植樹事業

記念植樹用の樹木配布

➤ 「みどりの学校」の実施

市民の自主的な庭づくりを促進するとともに、庭を通して街の緑化につなげること、また緑の役割や緑文化についての学びを通してより豊かな地域社会になることを目指し、平成26年度から開始した「宇治 みどりの学校」を継続します。

平成30年度は地元の植物文化や樹木の観察会、また野生植物の観察会を行うとともに、近隣都市でどのような緑の街並みが作られているかの見学会を行います。また、園芸の楽しさを共有し、種苗交換や情報交換を行う市民主体の種苗交換会とミニ講習会も継続します。

- ・ 茶庭に学ぶ庭作り（仮題）
- ・ 宇治市街の樹木観察会（仮題）
- ・ 近隣の植物観察会（仮題）
- ・ 緑の街並み見学会（仮題）
- ・ 種苗交換会とミニ講習会

③ 緑化の普及、啓発事業等

市民一人ひとりの緑化意識の高揚を図り、「みどりゆたかな住みたい、住んでよかった都市」の実現をめざして、宇治市とともに取組みます。

宇治市緑化ボランティア「みどりの会」の植物公園事業参画など、緑化推進への市民参加を進めます。

緑化活動を牽引する園芸技師を配置するとともに、ボランティアをコーディネートするグリーンアドバイザーの業務を宇治市から受託、緑化の普及・啓発、活動推進体制の充実を図ります。

* 4月15日から5月14日までのみどりの月間に関連し「花と緑のキャンペーン」を実施、緑化啓発展を4月下旬に、緑のウォークラリーを4月29日に行います。

* 10月1日から10月31日の都市緑化月間には、緑化啓発展を行います。
なお、今まで実施してきた「緑化フェア」は廃止とします。

- * 地域団体・市民の緑化活動に対して技術相談や講師派遣等アウトリーチ活動を展開し、緑化活動を支援します。
- * 緑化啓発に役立てるため、グリーンカーテンや壁面緑化見本、生垣見本・駐車場緑化見本などの植物や相談業務の一助となる新しい品種などの見本植栽を引続き展示します。
- * 市との共催で「緑のカーテン・緑の棚コンテスト」を実施します。

○ 緑の相談所事業

- * より開かれた相談所にするとともに、相談員を対外的にアピールし、活用を促進するため、相談員を講師とする講習会を積極的に開催します。
また、「緑の相談所だより」を年4回発行します。
- * 相談業務、講習会、都市緑化基金事業のための実習場所及び植栽見本園を設けて、対象者により具体的な緑化啓発が出来るように工夫します。
- * 緑の相談の充実を図るため、相談員の研修参加、相談所のデータ整理、相談者への説明方法の工夫、植物公園のホームページによる情報発信などを行います。

(3) 運動公園・体育館公益運営事業

<黄檗公園、東山公園、西宇治公園及び巨椋ふれあい運動ひろば>

市民のスポーツ・レクリエーションの振興を図り、もってスポーツの需要及び健康の維持増進に資する等、市民福祉の向上を目的に設置した黄檗公園・東山公園・西宇治公園及び巨椋ふれあい運動ひろばの管理・運営を行います。

- ① 東西2施設の立地条件が異なるものの、管理面にあっては共通化を図ります。
各施設に、体育施設運営士（公益財団法人日本体育施設協会）、プール衛生管理者（公益財団法人日本プールアメニティ協会）、スポーツプログラマー（公益財団法人日本体育協会）等有資格者を配置し、スポーツ施設としての専門的知識を持った者による管理運営にあたります。
- ② 施設使用の効率的で円滑な運営を図る一方、公の施設として公的行事の場の確保を図るため、施設使用の透明度を高め、より多くの市民が使用出来るよう、月次・随時できめ細かな使用調整を行います。
- ③ 市、市教育委員会の事業や関係団体の公的競技大会等の施設使用を優先して確保します。
- ④ トレーニング室では、エアロバイクやランニングマシンなどの運動機器を使用し、インストラクターの指導による定期使用会員と臨時使用者とを対象に個人の体力や健康目標に合わせた健康増進の健康づくりを行います。
併せて、健康増進教室を自主事業として取組み、体育館の魅力を増幅させます。
また、黄檗・西宇治公園のトレーニング室において、管理栄養士による健康相談を合わせて月8回実施します。

- ⑤ 体育館での各種大会等をインターネットホームページに掲載し、身近なスポーツ情報の発信を行い、市民のスポーツ活動が見える施設づくりを推進します。
- ⑥ 黄檗公園については、平成26年度から防災公園化による再整備工事が継続して実施されていることから、使用出来ない施設について利用者への影響を最小限に留められるよう、市と十分に調整を図って参ります。

2. 収益事業

(1) 飲食・物品販売事業

- ① 植物公園のイベント開催に合わせ臨時の喫茶の場を設け、軽食や飲み物などを提供することにより、来園者の憩いとくつろぎ、交流の場となるように努めます。なお、喫茶「無憂樹」については、当面の間、休止とします。
- ② 植物公園内は一部を除き、自由に芝生地など立入りが可能で飲食も出来るため、手軽な飲食の提供を要望されることから、イベント時に弁当、パンやアイスクリームを販売します。

また、健康講座から生まれ、好評を博している「ハーブティー」を販売していきます。

さらに、花苗、絵葉書、オリジナル下敷き、急な雨に対応した傘等、体育館では施設使用に必要とされるラインテープ等を販売するとともに、各種大会等において関連物品の販売を推進します。

(2) 運動公園・体育館一般運営事業

<黄檗公園、東山公園、西宇治公園及び巨椋ふれあい運動ひろば>

- ① 体育施設の運営管理や施設運営に必要な適切な見識と知識・技能を修得した「体育施設運営士」や「スポーツプログラマー」を黄檗公園、西宇治公園に配置し、スポーツ施設のマネジメント理論を引き続き導入します。
- ② より多くの施設使用がなされるよう有料公園施設の使用調整を行い、施設貸出しなどの業務を適切に行います。
- ③ 「プール衛生管理者」を黄檗公園、西宇治公園に配置し、プール利用者の安全の確保と衛生環境の向上を図ります。
夏季のプール開設にあたっては、厚生労働省健康局長通知「遊泳用プール衛生基準」、文部科学省・国土交通省「プールの安全標準指針」に則り実施します。
- ④ ホームページで事業案内等の情報を発信し、スポーツの参加意欲の向上を図るとともに、使用者の利便に供します。
- ⑤ 施設の維持管理については、ポンプ類、配管など設備の保守管理に努め、計画的に整備を行います。
- ⑥ 自主事業の健康教室を推進、展開するため、運動施設の空き時間、空きスペースを有効活用して多様な各種教室を開催し、市民のスポーツニーズにきめ細かく

応えるとともに、総合的な健康づくりの取組みを広げます。

＜11～13P平成30年度自主事業教室年間日程表＞

3. その他

- ① 職員の能力向上のための研修の実施や自己啓発を推進します。とりわけ、コンプライアンスの強化に努めます。
- ② 公園管理運営士、プール衛生管理者等の資格取得に向けて、各種講習会に参加し、知識、技術、能力を持つ人材を養成します。
- ③ 来園者の安全安心を確保するため、接客マニュアル、救急マニュアル、緊急対応マニュアル及び拾得物の取り扱いマニュアルの実践学習と研修を行います。
- ④ 公益財団法人としての責務を履行するため、財務や運営等の経営情報を公開します。
- ⑤ ホームページのセキュリティー対策と周辺整備を行うとともに、各施設とのネットワーク化を図ります。